

## 租税条約等による情報交換の多様化

### 1 情報交換の多様化

OECD等の長年にわたる活動（有害な税競争防止等）あるいはG20の決議等の結果、これまで税務に係る情報交換のネットワークのなかった国等とも情報交換が可能な状況に至っている。

現在行われている活動の方向性としては、①租税条約・租税協定に基づく情報交換、②税務行政執行共助条約に基づく情報交換、③行政取極に基づく情報交換、がある。

### 2 租税条約・租税協定に基づく情報交換

これまで、他国に対する情報交換に消極的であった国等（主としてタックスヘイブン）が、近年、租税条約あるいは租税協定を締結して情報交換を行うようになった。その背景には、国際投資の多くがタックスヘイブンに向けられた結果、金融等の移動可能な企業の多くがタックスヘイブンを利用したために先進諸国は税収不足となったことである。この解決策として、タックスヘイブンを先進国並みの税率の国等にすることは主権の関係から不可能であることから、タックスヘイブンに所在する税務情報の透明性を高めるために情報交換の促進を行うように先進諸国（例えば、G20）が仕向けたのである。

例えば、本来タックスヘイブンとはいえなかったシンガポールの場合（2010年以降法人税率は17%）、EUにおいて行われたEU個人居住者の預金情報の交換（EU利子所得指令）の結果、EUから逃げ出した資金がシンガポール等に集中し、一時期、シンガポールでは非居住者預金が増加したのである。その原因は、EUの銀行のように、EU個人居住者の預金情報を本国に

漏らす恐れがなかったからである。しかし、シンガポールあるいは香港が、このような国際的に優位な地位を放棄してまで、情報交換に応じるようになった理由は、G20が結束してシンガポール等のような状態にある国等に対して、制裁措置を講じることをちらつかせたからである。

結果として、ここ数年の間における日本の情報交換を中心とした租税条約の締結状況は次のとおりである。

- ① 日本・ルクセンブルク租税条約（平成22年1月26日）改正署名
- ② 日本・ベルギー租税条約（平成22年1月27日）改正署名
- ③ 日本・バミューダ租税協定（平成22年2月2日）署名
- ④ 日本・シンガポール租税条約（平成22年2月4日）改正署名
- ⑤ 日本・マレーシア租税条約（平成22年2月10日）改正署名
- ⑥ 日本・スイス租税条約（平成22年5月21日）改正署名
- ⑦ 日本・香港租税条約（平成22年11月9日）署名
- ⑧ 日本・バハマ租税協定（平成23年1月28日）署名
- ⑨ 日本・ケイマン租税協定（平成23年2月7日）署名
- ⑩ 日本・マン島情報交換協定（平成23年6月22日）署名
- ⑪ 日本・ジャージー租税協定（平成23年12月5日）署名
- ⑫ 日本・ガーンジー租税協定（平成23年12月7日）署名

## ⑬ 日本・リヒテンシュタイン租税情報交換協定（平成24年7月6日）署名

このうち、①②④⑤は、従来締結していた租税条約の情報交換の規定の一部を改正したものである。⑥は、これまでの租税条約では情報交換に係る規定がなかったもので、新たにその規定を設けて改正したものである。⑦は、タックスヘイブンである香港と日本が締結した包括的租税条約である。その締結の日本側の目的は、香港からの金融情報等の提供であろう。

上記以外の租税協定等は、これまで日本と租税に係る協定等がなかったタックスヘイブンである。特に、⑨のケイマン諸島（英国の海外領土）は、バンキングセンターとしては、ニューヨーク、ロンドン、東京、香港に次ぐ規模になり、最大のタックスヘイブンといえるものである。

## 3 税務行政執行共助条約

条約の正式名称は、税務行政執行共助条約（Convention on Mutual Administrative Assistance in Tax Matters：以下「共助条約」という。）といい、OECD理事会勧告（1977年9月）及び欧州評議会勧告（1978年4月）により条約案の検討が開始された。条約案の採択は、OECD理事会が1986年7月、欧州評議会が1987年4月である。

日本はこれまで参加を渋っていたが、2011年11月のG20（カンヌ）において、共助条約改正議定書に署名し、共助条約に加盟した。中国は謝旭人財政相が中国政府を代表して議定書に署名した（G20のほとんどの国が参加）。米国は、共助条約に1989年6月28日に署名し、1990年9月18日に議会（上院）の承認を経て、1995年4月1日から適用になっている。米国が共助条約においてその一部（徴収共助と文書送達）を留保している。

共助条約第1条第2項に執行共助として次の3つが規定されている。

① 同時税務調査及び他国の税務調査への参加を含む情報交換

② 保全措置を含む租税債権徴収における協力（国際的徴収共助）

③ 文書の送達

この上記①による情報交換は、現行の二国間租税条約あるいは租税協定とは異なる適用範囲のものであり、今後の展開が注目されている。

## 4 租税条約等実施特例法8の2

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約等実施特例法」という。）8の2が平成22年度の税制改正により創設された。この規定創設の意義は、財務大臣が租税条約等の条約相手国の課税当局に対して、税務に係る情報提供を行うことができることを規定したものである。

租税条約は、国会の承認を経て成立する国家間の取極めであるのに対して、国内法である租税条約等実施特例法8の2は、財務大臣が行政レベルで国会の承認を経ることなく他国との情報交換を可能にしたもので、適用範囲の拡大と迅速な対応が可能となる利点があるものと思われる。この規定の適用例として、平成24年6月に東京国税局査察部が韓国当局の要請に応じて韓国の大手鉄鋼メーカー「東国製鋼」の日本法人を調査した件、平成24年7月2日、日本国とアメリカ合衆国の権限のある当局は、「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約」第26条に基づいて行われる情報交換に関し、「アメリカ合衆国と日本国の権限のある当局間の同時査察調査実施取決め」に合意した件がこれに当たるものであろう。

中央大学商学部教授

矢内 一好